

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求職(取扱職業のうち家政婦(夫)、のみ)の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付1件につき 650円(消費税相当分を含む。)を求職者から

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、

3件分を超えては申し受けません。

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	1,000円 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 成功報酬 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 以内 手数料負担者は求人者とします。 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50%以内 手数料負担 は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後、1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 手数料負担者は求人者とします。

【在宅サービスをご利用の場合】

個人家庭で介護作業に従事する者及び、個人家庭に雇用され、家事、育児等の作業に従事する者が、労働者災害補償保険に特別加入する場合は、当該保険の第2種特別加入保険料に充てるべき額を求人された方から徴収します。	支払われた賃金の0.55% (消費税相当分を含む。)に相当する額。 手数料負担者は求人者とします。
--	--

上記手数料は消費税が含まれています。

許可番号 41-ユ-010005

事業者の名称及び所在地 株式会社 かほるケアサービス

佐賀県佐賀市西田代2-4-12